

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2026 年秋季 19 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市東園田町 8-110-30

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

<https://japanharikyumassage.com/>

法に従うのであれば、出産の次の給付化はあはきです！

代表理事 藤岡 東洋雄

これまで、正常分娩は疾病ではないという認識から保険給付されておりましたが、本年 5 月 29 日、国は、参院本会議で正常分娩による出産費用を全額給付にしました。

健康保険法は大正 11 年 4 月 22 日に成立し、翌年関東大震災が起きた為、施行が大幅に遅れ、大正 15 年 7 月 1 日施行され（改正）「…疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」とあります。正常分娩は、今日まで、原則的に公的医療保険から給付されておられません。鍼灸については昭和初期から昭和 25 年まで給付であったものを、昭和 25 年から給付を実施せず、以後、償還払いとしておりました。明らかに法に反する事です。国民への給付権利侵害であり、国民は多大な経済損失を受けています。

この度、めでたく正常分娩は、健康保険法成立からおおよそ百年目にして法の通り給付となりました。東洋医療の漢方薬は給付されているものの、鍼・灸（あんま・マッサージ・指圧）は戦後 76 年間未だ給付が実現されていません（生活保護、労災に関しては給付）。

日本は、世界一長寿国で少子高齢化社会となった一方で、医療費 48 兆円超えとなっており、医療・福祉費は増大が懸念されています。鍼・灸は、薬物を使わず、抵抗性の弱い高齢者には最適です。足腰・膝の患いで歩行困難となった患者さんの治療に鍼灸は最適で、寝たきりや認知症予防に効果が大きく、生涯現役に役立ち、70、80 歳それ以上も就労可能となります。就労することにより、高齢になっても価値ある老後を築く事を可能とします。幸福な人生に役立ち、医療経済にも数兆円の経済効果が見込まれています。

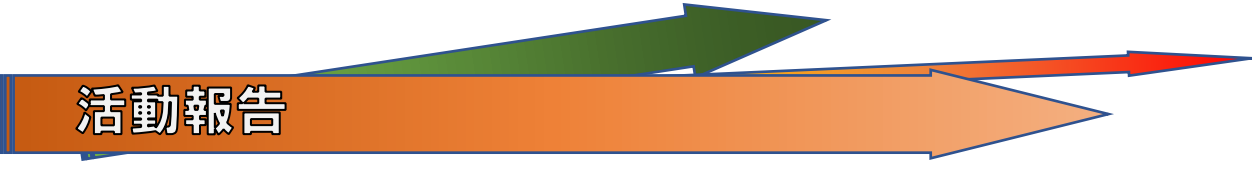
国・保険者はコンプライアンスを遵守し、一刻も早く、最後に残っている、鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧の東洋医療の給付を必ず実現しましょう。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

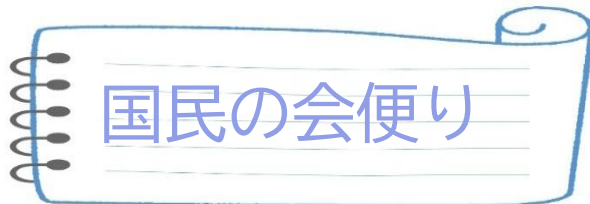
何度も検索して SEO にご協力ください。（^0^;）





活動報告

理事会決議により国会議員顧問団結成を準備中



9月17日（木）に行われた国民の会役員会の報告をいたします。参加者は関西は、藤岡理事長・坂田先生・私加藤の3人で、リモートで東京の清水先生が、ご参加くださいました。残念だったのは、これまで仙台からリモートでご参加いただいていた土田先生が交通事故後の体調が思わしくないということで今回からご参加出来なくなりました。善徳先生に続いて二人目の不参加でダメージは大きいのですが、役員会で話し合った結果、11月からは会の開催日を第4木曜日に変更して、山西副会長に常時リモート参加いただけるようにしようということになりました。なので、また新たな役員会のご報告が出来ると思いますので、お楽しみにお待ちください。さて、本日の役員会ですが、各支部報告も早々に切り上げ、12月から始まるオンライン資格確認の義務化について長時間話し合いました。今年2月20日付の厚生労働省通知で「施術所にオンライン資格確認を義務付け、未導入なら保険取扱いを中止する」というものがありました。当会では保険局の指導により、保険取扱い者のほとんどの方が導入出来ていると思われませんが、導入を受け入れるのと制度を受け入れるのとは大きな隔たりがあります。年齢や視覚に障がいがある等、「やむを得ない事由」の申し出というものもありますが、それ以前の問題として、マイナ保険証自体が任意であるにも関わらず、どうしてマイナ保険証の読み取り器を導入しなければならないのでしょうか？保険取扱いの患者さんに保険が使えなくなったらは申し訳がないので、渋々導入を指導いたしましたが、こういう力ずくのやり方には大いに抗議しなければならないということになりました。今月のYouTube動画のテーマも「オンライン資格確認義務化」です。坂田先生がわかりやすく解説されていますのでご視聴ください。今月の保険局ニュースでも取り上げていますのでそちらもご熟読いただければと思います。今回の「オンライン資格確認義務化」は通知による義務化です。同意書の時とまったく同じです。同意書と同じように既成事実とならないようにしなければならないと切に思いました。私たちあはきの保険取扱いは、どんどん使いづらいものになって来ています。今後も厚生労働省の動きに注視していきましょう！それでは、来月号の「国民の会便り」もお楽しみにお待ちください。



療養費申請のツボ



●料金改定について

6 月 9 日、厚生労働省から料金改定の通知が出ました。7 月 1 日施術分から新料金に変わりますのでご注意ください！ 今回の料金改定では、月 16 回以上の施術に対して 50%の減額や同一施設への訪問割合が 90%以上の場合、施術料が 80%に減額というものがあります。よろしくお願いいたします。

●新しい同意書・申請用紙について

7 月 1 日からの料金改定に伴い同意書・申請用紙が新しい様式に変わります。申請用紙は当分の間は旧用紙でも認められていますが、同意書は裏面が印刷または添付されていないと返戻になる恐れがあります。よろしくお願いいたします。

●同意書の変更について

新しい同意書は、表面の「留意点を確認した」のチェック欄が増えたのと裏面の「オンライン診療での同意書交付…」が増えただけです。6 月の時点で旧同意書を患者さんに渡してしまったとご心配されている会員さんがおられましたが、古い同意書を使用したことで保険者からの返戻等があった場合は保険局にお知らせください。理由を説明して保険者に認めさせますのでよろしくお願いいたします。ただし、7 月以降に同意依頼をする場合は、必ず新しい同意書で対応願います。なお、チェック欄にチェックが入っていない場合をご心配されている会員さんもおられますが、こちらも保険局が対応いたしますので、ご連絡いただければと思います。今後は、同意依頼をする際にチェック欄のチェックを促すように文章を考えてみてください。

●明細書発行について

領収証兼明細書は、「正当な理由（患者本人からの明細書不要の申し出がある場合・視覚障がい等その都度明細書の発行が事実上困難であるなどやむを得ない事情がある場合）」がない限り無償で交付するとなっていましたが、この 7 月施術分から一回 10 円の明細書発行加算を算定出来るようになりました。施術毎に毎回明細書を発行した場合（例）月 10 回施術 10 円×10 回＝100 円の算定になります。また、毎回発行せず 1 か月単位で交付する場合は患者への意向確認書が必要となります。（※訪問施術の場合は必要なし）この意向確認書は一度記入していただければ、毎月の記入は必要ありません。ただ、施術完結の日から 5 年間は保存しておいてください。ここまでお読みいただいてわかるように、非常にコストパフォーマンスの低い算定です。よく考えて算定してください。よろしくお願いいたします。

会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

代替わりした山の靴が未だデビューしていません。やっと暑さが和らいだので、そろそろ行きたいところです。